

平成28年度みえの企業等の農業参入による地方創生
モデル事業企画提案募集要領

1 目的

農業参入を行う企業等を対象に、農業参画によって、雇用創出、遊休農地の解消、障がい者就労が促進され地方創生のモデルとなる事業に対して、農業経営に必要なとなる機械・施設の整備などにかかる経費を支援する。

2 募集する企画

農業参入を行う企業、農業協同組合が設立する農協出資型法人、就労継続支援 A 型事業所もしくは同 B 型事業所を運営する法人等が独自に行う地域農業や農地を継続的に維持・発展させるための農業経営に関する企画。

3 補助の内容

(1) 補助対象となる経費

採択された企画の実現において必要な次の経費。

- ・農業経営の初期投資や農業経営拡大のために必要な機械・施設の整備、遊休農地の整備、農地の造成等にかかる経費、担い手確保のための人材育成等にかかる経費及びその他必要な経費。ただし、企業等が農業生産法人を設立し農業参入する場合、ハード整備等で国庫補助事業の対象となるものは除く。

(2) 補助率

補助率は事業費の1/6以内とし、1モデル事業あたりの上限は5,000千円とする。ただし、障がい者を新規に1名以上雇用もしくは就労（就労継続支援 B 型事業所に限る）させる場合、補助率は1/4以内とし、1モデル事業あたりの上限は同額とする。

4 応募資格

三重県内で事業を営む企業等のうち、平成28年度内に新規で農業経営に取り組む者、または既に農業経営に取り組んでいる者で平成28年度内に経営規模を拡大する者。

ただし、下記の要件を全て満たすこと。

- ① 事業実施状況などの情報を三重県に提供し、三重県がその情報を発信することに承諾できること。
- ② 本事業の補助対象経費と重複する国、地方公共団体の他の助成を受けていないこと。
- ③ 三重県から事業実施状況の確認を求められた場合は協力すること。また、事

業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

- ④ 補助事業の遂行に当たって暴力団等による不当介入を受けたときは、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団排除要綱」という。）第8条第1項に基づき、知事に報告を行うとともに、警察に通報を行うこと及び捜査上必要な協力を行うこと。
- ⑤ 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- ⑥ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ⑦ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 募集期間

平成28年12月28日（水）から平成29年1月13日（金）17時必着

6 応募方法

応募にあたっては、（1）の書類（正本1部、副本10部）を（2）に提出すること。

（1）提出書類

みえの企業等の農業参入による地方創生モデル事業企画提案応募申込書（様式第1号）

- ・ 農業参入による地方創生モデル企画提案書（別添様式1）
- ・ 平成28年度事業計画書及び収支見積書（別添様式2）
- ・ みえの企業等の農業参入による地方創生モデル事業企画提案コンペ参加資格確認申請書（別添様式3）

※電子ファイルが必要な場合は、次の募集 Web ページからダウンロードしてください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci400000554.htm>

（三重県庁 HP 観光・産業・しごと > 農業 > 担い手・新規就農）

（2）提出場所

三重県農林水産部担い手支援課あてに郵送又は持参。

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁6階

電話059-224-2354

（持参の場合は、土日祝を除く8時30分から17時まで）

7 審査方法

別に定める企画提案コンペ選定要領・選定基準に基づいて、応募者からの提出書類により、別途定めるみえの企業等の農業参入による地方創生モデル事業コンペ選定委員会が企画提案の内容の審査及び選定を行い、審査の結果は企画提案の応募者

に遅滞なく通知する。

なお、プレゼンテーションは実施しない。

8 問い合わせ先

三重県農林水産部担い手支援課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 担当：富所、小林

電話 059-224-2354 FAX 059-223-1120

E-mail ninaite@pref.mie.jp

9 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、各提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案資料は返還しない。
- (3) 補助金申請については、別途手続きを行う。
- (4) 農業参入する際のご相談は、問い合わせ先までご連絡下さい。